



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 柿崎 昭 裕
コ ー ド 番 号 7173 東証第一部
問 合 せ 先 経営企画部長 三 浦 毅
(TEL. 03-5341-4301)

株式報酬型ストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づき、当社取締役及び子会社である銀行の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社の株価と連動する報酬として、当社取締役及び子会社である銀行の取締役に新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社東京TYフィナンシャルグループ第1回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当ての新株予約権の数

当社の取締役 8 名 64 個

当社の子会社取締役 10 名 56 個

(3) 新株予約権の総数 120 個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当ての新株予約権の総数が減少したときは、割当ての新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成 27 年 8 月 3 日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使できる期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 57 年 8 月 2 日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②前項に拘わらず、新株予約権者は行使期間満了日から 1 年に満たなくなった平成 56 年 8 月 3 日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

③その他の行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(ア) 刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

(イ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社並びに株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

(ウ) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(1 1) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(1 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(1 3) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合 併 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社（当社が消滅する場合に限る。）

②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割 新設分割により設立する株式会社

④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社

(1 4) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(1 5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

東京都港区六本木二丁目3番11号 株式会社東京都民銀行 本店

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部

〔 東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155 〕
〔 八千代銀行 経営企画部 IR 課 TEL 03-3352-2295 〕